

熊本県告示第1134号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。
 なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
 平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 臨港地区の区域
天草郡苓北町大字富岡の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課、苓北町役場建設課

熊本県告示第1135号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。
 なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
 平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 臨港地区の区域
天草郡天草町大字高浜の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び天草町役場建設課

熊本県告示第1136号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。
 なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
 平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 臨港地区の区域
天草郡五和町大字鬼池の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び五和町役場建設課

熊本県告示第1137号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。
 なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
 平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 臨港地区の区域
天草郡姫戸町大字姫浦及び大字小浦の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び姫戸町役場建設課

熊本県告示第1138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨水俣市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。
 平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
薄原	横手	777の5から777の25まで、777の30から777の34まで	薄原	長山
薄原	長山	519の6	薄原	別當